

岩手県が実施する 事業者向け脱炭素化 支援事業について



令和5年6月

岩手県環境生活部環境生活企画室

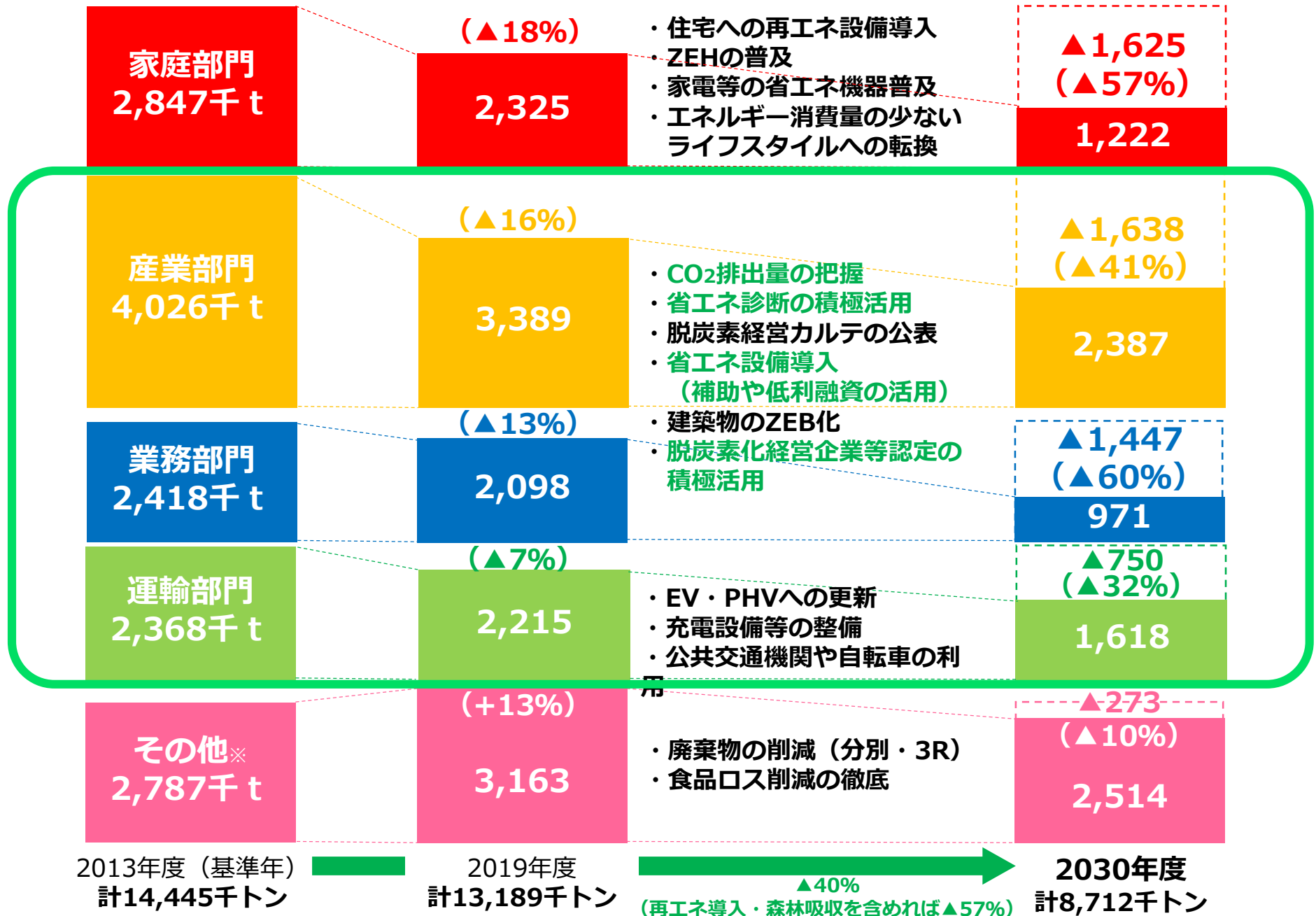
目次

- 脱炭素に向けた今後のシナリオ
- 脱炭素社会の実現に向けたアクションのイメージ

- 重点加速化事業への採択について
- 事業者向け省エネルギー対策推進事業
- 事業者向けEV等導入事業

脱炭素に向けた今後のシナリオ

※再エネ導入・森林吸収分を除く。

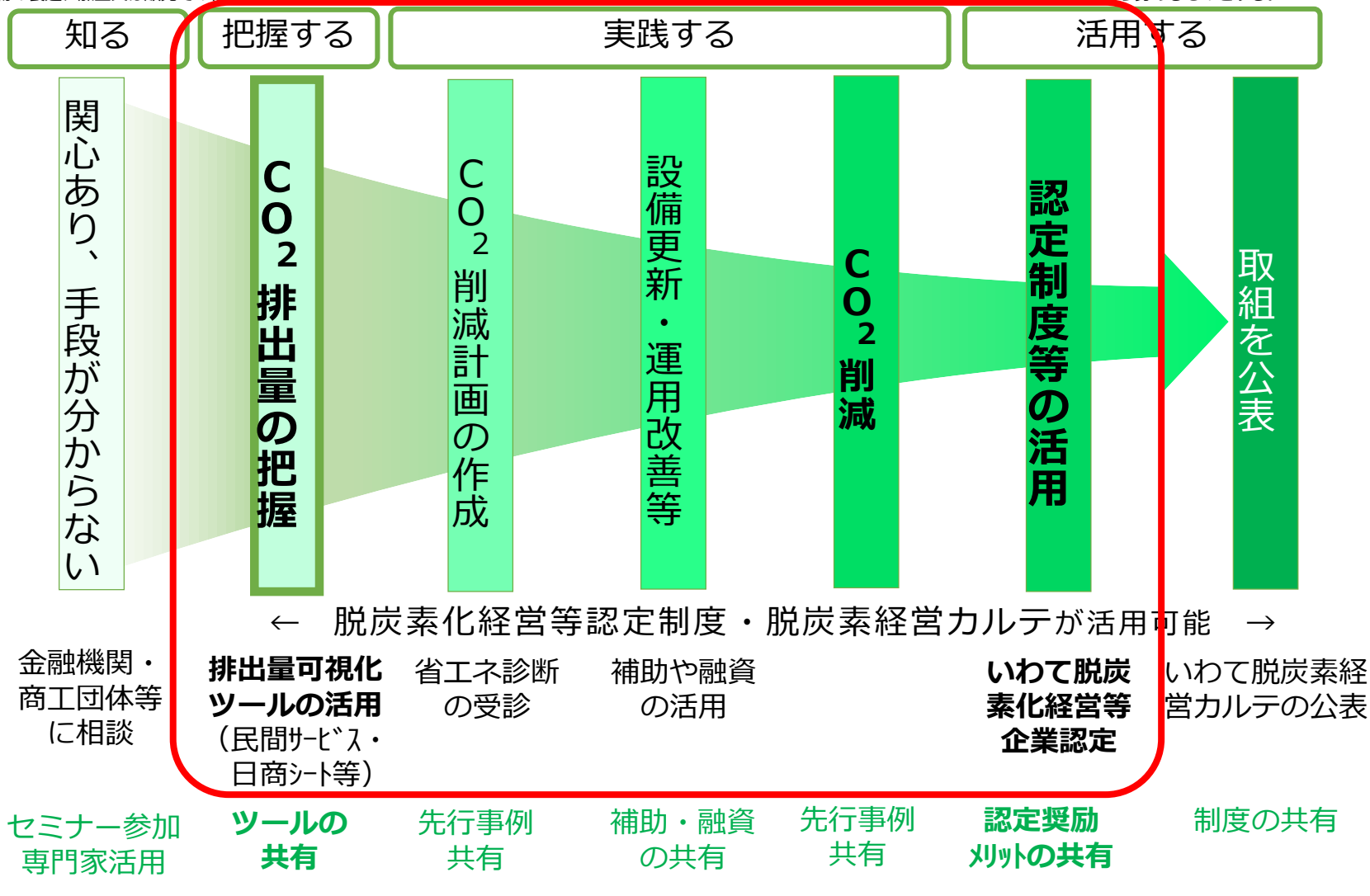


脱炭素社会の実現に向けたアクションのイメージ（事業者編）

- ▶ エネルギーの有効利用や環境負荷のより少ない事業活動のためには、下図のようなステップが考えられる。
- ▶ 県としては、各段階において、課題解決に向けた補助や融資、認定制度の有効活用を促していきたい。
- ▶ 県民会議としては、事業者の脱炭素に向けて、**CO2排出量の把握**は全ての事業者にとって標準装備となると考えており、これを前提とした補助・**認定制度**の情報共有や、率先した取組の実践を目指す。

岩手県環境の保全及び創造に関する条例

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする。



(注) 中小企業等のカーボンニュートラル支援策（経産省・環境省）、中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック（環境省）を基に県作成

重点加速化事業への採択について



この度、岩手県の事業が環境省の「令和5年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」に採択されました。

今回ご説明する補助内容は、主に同交付金を活用した事業です。

事業者向け 省エネルギー対策推進事業



事業の目的

- 県内の中小事業者等における地球温暖化対策・脱炭素化を推進するため
- 省エネルギー対策に係る取組効果を情報発信する事業者に
- 高効率な空調機器、照明機器、給湯機及び換気設備を更新する経費に対し補助金を交付

事業概要

補助対象事業者の要件

- 県内に事業所等を有する中小企業者等
- 対象設備を導入する事業所等において継続的な事業活動を行う
- 対象設備に関して、国が交付する他の補助金を受けていない
- 県税を滞納していない

事業概要

中小事業者等

- ① **中小企業者**（中小企業基本法に規定）
または
- ② 年間のエネルギー使用量が原油換算で
1,500キロリットル未満の事業者

※ ①に該当しない場合でも、②に該当すれば補助対象となります。

事業概要

① 中小企業基本法の規定

	業種 (日本標準産業分類)	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①	製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④以外の業種)	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	小売業	5,000万円以下	50人以下
④	サービス業	5,000万円以下	100人以下

個人事業主も従業員の数が規定以下であれば該当

②年間のエネルギー使用量（原油換算値）

- エネルギー使用量（原油換算値）とは
 - 電気（kWh）、ガス（m³）、ガソリン・重油（ℓ）などそれぞれ単位が異なるエネルギーや燃料を、共通の単位である原油（kℓ）に換算したものの
- 計算方法
 - 県HPに計算シート（エクセル）を掲載

事業概要

年間のエネルギー使用量（原油換算値）

- 考え方
- A事業所 1700k ℓ、B 600k ℓ、C 500k ℓ
→B、C事業所が補助対象
- A事業所900k ℓ、B 900k ℓ、C 900k ℓ
→すべての事業所が対象

補助上限回数（緩和）

- 1社あたり 同一年度4回まで
- 1事業所あたり 年1回まで
- 過去申請を受けた事業所も、翌年以降申請可へ。
- 同一事業所について、次年度以降に再度申請する場合は、既に補助を受けて更新した設備と明確に工区が分かれているもの（別室、別棟等）に限る。

事業概要

補助対象設備

対象設備	主な補助要件
空調機器	従来比30%以上省CO ₂ 効果が得られるもの
給湯機器	
換気設備	全熱交換機であること等
照明機器	調光制御機能付きLED又は再エネ一体型屋外照明であること

補助対象設備（高効率照明について）

- 対象は調光制御機能付きLED照明または再エネ一体型屋外照明
 - 対象機器は、「先進的省エネルギー投資促進支援事業」のサイト内よりご確認ください
- 設置に際して工事が伴うものが対象
- 既存の用途と同じであれば、分割設置も可能

補助対象設備（高効率空調について）

- 従来の空調機器等に対して**30%以上**省
二酸化炭素（以下「CO₂」という）効果
が得られるもの
- 申請時に計算書の提出が必要
- 省エネルギー診断の受診結果（報告
書）の該当部分を提出することも可

事業概要

補助率・補助上限額

- 補助率 対象経費の2分の1
- 上限額

		省エネルギー診断 または CO ₂ 排出量算定	
		なし	あり
いわて脱炭素化 経営企業等 (いわて地球環境 にやさしい事業 所)認定	なし	20万円	30万円
	あり	30万円	50万円

いわて脱炭素化経営企業等認定制度

(いわて地球環境にやさしい事業所)

地球環境に配慮した取組を積極的に行っている事業所を認定



- ・エコスタッフの常駐が認定要件の一つ

- ◆エコスタッフ養成セミナー
 - ・事業所での省エネ等取組の中心となる人材の養成
 - ・2023年度は県内4か所で開催予定
 - ・セミナー受講者をエコスタッフとして認定

省エネルギー診断・CO₂排出量算定

省エネルギー診断について

- 一般財団法人省エネルギーセンター、プラットフォーム構築事業者、省エネ診断拡充事業による診断などが対象
- 申請日の3年以内
または申請後から完了報告までの間に受診するものが対象

省エネルギー診断・CO₂排出量算定

CO₂排出量算定について

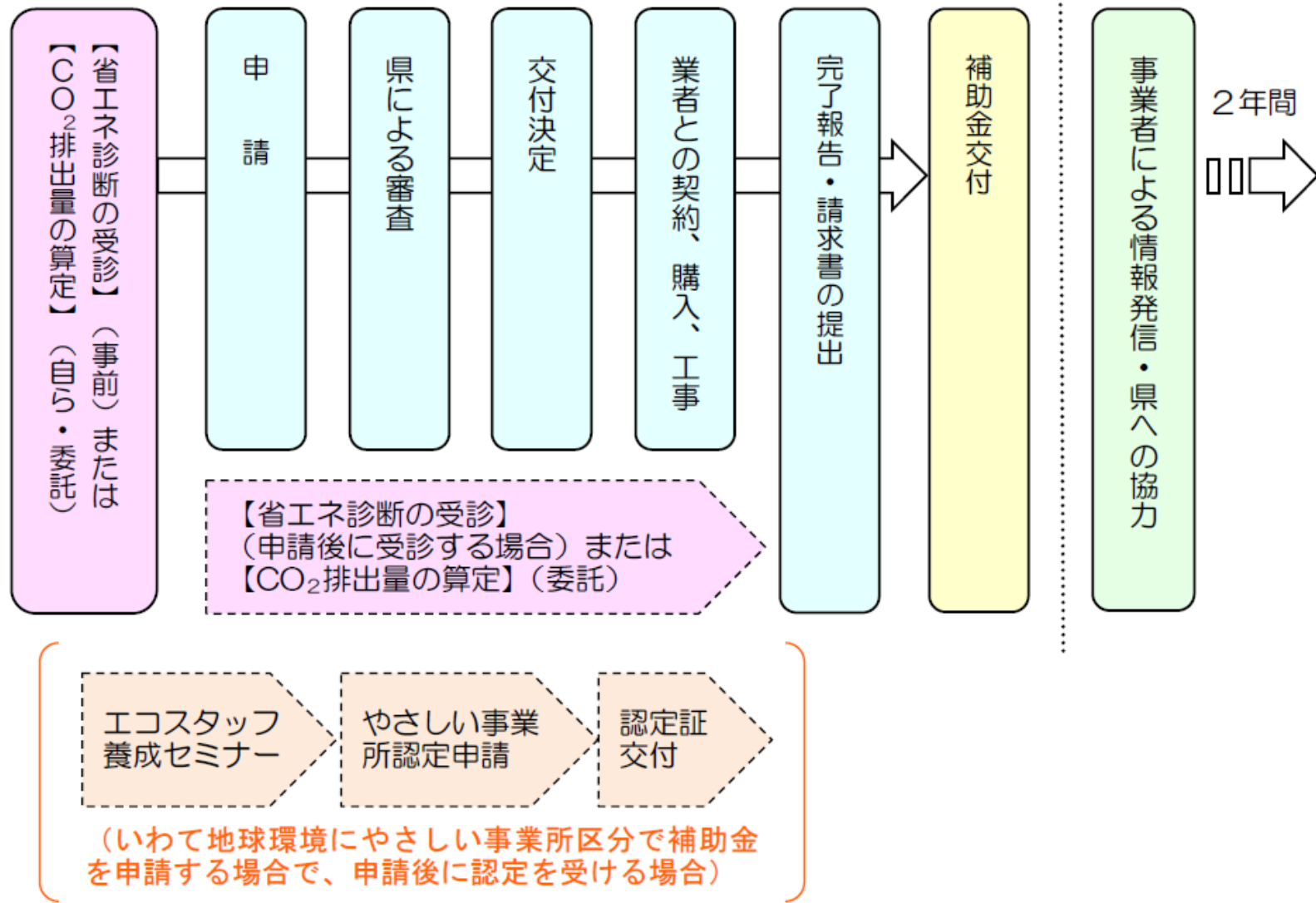
- 補助事業者自ら又は外部に委託して、事業所等におけるCO₂排出量の算定を行うこと

(例)

- ① 公開されているツール等を用いて自ら算定する方法
- ② 温対法に基づく報告の算定方法を参考にして自ら算定する方法
- ③ 民間のCO₂排出量可視化サービス（見える化サービス）を活用する場合

事業の流れ

【事業フロー】



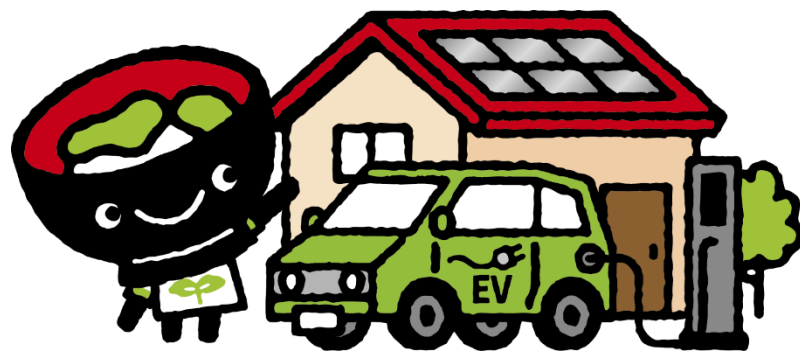
効果の情報発信及び県事業への協力等

- 社外への情報発信
 - ポスターの掲示や業界団体会誌への掲載
- 従業員の意識啓発
- 県への定期的な報告
 - 経費節減効果の詳細なデータの報告
- 県事業への積極的な協力

特に注意していただきたいこと

- 申請書の提出期限
- 事業の着手
- 納入物品（施行直前）の写真
- （完了報告）請求書の提出期限

事業者向け EV等導入事業



事業の目的

- 県内の中小事業者等における地球温暖化対策・脱炭素の推進を図るため
- 地域のモデル企業として省エネルギー対策に係る取組効果を情報発信する事業者
- EV又はPHV、太陽光発電設備等を導入する経費に対し補助金を交付

事業概要

補助対象事業者の要件

- 事業者向け省エネ補助と同様

事業概要

対象設備

- 必須設備
太陽光発電設備
- 既存設備の流用可
蓄電池・車載型蓄電池（EVまたはPHV）・充放電設備

本補助金を活用するためには、**上記4設備が全て**設置されることが条件。

事業概要

補助率、上限額

- ①太陽光発電：5万円/kW ②蓄電池：最大6.3万円/kWh
③EV（PHV）：2万円/kWh ④充放電設備：1/2

上限額		省エネ診断または二酸化炭素排出量の算定 ※	
		なし	あり
いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）認定	なし	①太陽光発電：50万円 ②蓄電池：75万円 ③EV：85万円、PHV：55万円 ④充放電設備：75万円	①太陽光発電：60万円 ②蓄電池：95万円 ③EV：85万円、PHV：55万円 ④充放電設備：95万円
	あり	①太陽光発電：60万円 ②蓄電池：95万円 ③EV：85万円、PHV：55万円 ④充放電設備：95万円	①太陽光発電：75万円 ②蓄電池：125万円 ③EV：85万円、PHV：55万円 ④充放電設備：125万円

※事業者自ら又は外部に委託して、事業所等における排出量の算定を行っていること。

注意事項

- 太陽光発電設備を新たに設置し、その付帯設備として、蓄電池、車載型蓄電池（EVまたはPHV）及び充放電設備等を**全て設置する**事業であること（ただし、太陽光発電設備を除く設備は、既存設備の活用も可とする。）
- 岩手県内に設置するものであること
- 設置する対象設備が中古品でないこと
- 太陽光発電設備により発電した電力量を把握できる設備を備えていること
- 太陽光発電設備、蓄電池及び充放電設備等については、県内事業者から購入して自ら設置工事を行う、又は県内事業者へ設置工事を発注すること

その他の補助事業

その他の補助事業

事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入事業費補助

- 【対象者】 県内に事業所や工場等を有する事業者
- 【対象設備】 自家消費型太陽光発電設備
- 【補助率等】 中小事業者等 5万円/kW（上限5,000万円）
その他 3万円/kW（上限3,000万円）

E V等普及促進事業費補助

- 【対象者】 タクシー・バス事業者等
- 【対象設備】 (1)電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー
(2)電気バス
(3)充放電設備（上記(1)に併せて導入する場合）
- 【補助率等】 (1)補助率 1/2、上限 EV60万円（PHV30万円）
(2)補助率 1/3、上限 2,000万円
(3)補助率 1/4、上限 37.5万円

その他の補助事業

水素モビリティ推進事業費補助

- ・水素ステーション設置補助

【対象者】 市町村、その他の法人、個人事業者等

【対象設備】 中規模水素ステーション

【補助率等】 補助率1/6、上限 4,500万円

- ・燃料電池自動車（FCV）購入補助

【対象者】 市町村、その他の法人等

【対象設備】 燃料電池自動車（PR用ラッピングを含む）

【補助率等】 定額補助、上限 100万円